

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成7年9月8日 海 交 港 第73号

平成7年9月8日 中国運認 第445号

平成7年9月16日 実 施

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	768	682
		空	653	580
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,511	1,376
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,146	1,045
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,608	1,456
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,608	1,456
包 装 品	袋 物		2,005	1,821
	ベ ー ル 物		2,078	1,875
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	2,221	2,034
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	1,608	1,456
		青 果 類	1,657	1,495
		冷凍品・冷蔵品	—	3,064

品目					金 額		
					接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ				1,504	1,384	
	巻 取 紙（内地産）				1,225	1,090	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,095	979	
				南 洋 材			
					北 洋 材	1,492	1,377
					製 材	1,195	1,074
	非 鉄 金 属 類（半製品・銑鉄・地金）				1,796	1,607	
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,719	1,563	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）			1,461	1,328	
		コ イ ル					
石 材				1,738	1,606		
撒 貨 物	小 麦				1,251	1,110	
	肥 料 原 料						
	鉍 礦 石（粉）						
	鉍 礦 石（塊）				1,644	1,489	
	特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖				1,575	1,454		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場

前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	34,510	53,800	73,090	92,420	108,970
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	53,680	83,690	113,690	143,770	169,510

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼 夜 区 分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	273,780	426,810	579,840	733,200	864,490

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してから取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(船 内 荷 役 料 金)
(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

平成7年9月8日 海 交 港 第 73 号

平成7年9月8日 中 国 運 認 第 445 号

平成7年9月16日 実 施

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき単位円）

品 目			金 額
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	357
		空	304
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		878
	ノックダウン自動車 完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		676
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		892
包 装 品	袋 物		1,147
	ベ ー ル 物		1,121
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）	1,354
		機 械 類（1個当たり5トン以上のもの）	892
		青 果 類	895
		冷凍品・冷蔵品	2,179

品 目					金 額
有 姿 貨 物	タ イ ヤ				951
	巻 取 紙（内地産）				578
	木 材	水落しのもの	原 木		390
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	539
				南 洋 材	959
					北 洋 材
	非 鉄 金 属 類（半製品・銑鉄・地金）				894
	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）			987
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル			839
	石 材				1,138
撒 貨 物	小 麦				574
	肥 料 原 料 鉍 礦 石（粉）				
	鉍 礦 石（塊） 特 殊 鉍 礦 石				912
	砂 糖				1,019

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷

姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼 夜 区 分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 (8時30分から 16時30分まで)	20,740	31,790	42,830	53,890	62,190
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	32,260	49,450	66,620	83,830	96,740

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼 夜 区 分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 (8時30分から 16時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	164,540	252,200	339,780	427,530	493,370

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算ト

ン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

（ 沿 岸 荷 役 料 金 ）
（ 総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く ）

平成7年9月8日 海 交 港 第 73 号

平成7年9月8日 中 国 運 認 第 445 号

平成7年9月16日 実 施

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき単位円）

品 目			金 額	
			接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	451	361
		空	383	306
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		712	570
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		530	424
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		801	641
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）		801	641
包	袋 物		963	770
	ベ ー ル 物		1,066	853
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）	984	787
		機械類（1個当り5トン以上のもの）	801	641
		青 果 類	849	679
		冷凍品・冷蔵品	—	1,046

品目				金 額			
				接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場前		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			632	506		
	巻 取 紙 (内地産)			711	569		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	614	491	
				南 洋 材			
					北 洋 材	612	490
					製 材	637	510
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			997	798		
	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		822	658		
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		699	559		
		コ イ ル					
石 材			691	553			
撒 貨 物	小 麦			743	594		
	肥 料 原 料						
	鉍 礦 石 (粉)						
	鉍 礦 石 (塊)			819	655		
	特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖			639	511			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付け

るまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内←→上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内←→上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	13,770	22,010	30,260	38,530	46,780	55,050
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	21,420	34,240	47,070	59,940	72,770	85,630

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役に

あつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	109,240	174,610	240,060	305,670	371,120	436,730

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してから取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1トンにつき単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1,587
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,489
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,397

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コ ン テ ナ (野積場)	9	6
繊 維 原 料 類	38	30
青 果	38	30
窯 製 品	47	38
そ の 他 の 貨 物	68	55

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料の料金とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

(1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数

としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金)

平成7年9月8日 海 交 港 第 73 号

平成7年9月8日 中国運認 第 445 号

平成7年9月16日 実 施

港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1) 及び (2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	511	
		空		498	434	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,376	1,267	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,045	964	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,456	1,335	
包 装 品	袋 物			1,821	1,675	
	ベ ー ル 物			1,875	1,713	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,034	1,885	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		1,456	1,335	
		青 果 類		1,495	1,366	
冷凍品・冷蔵品		—	2,865			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,384	1,288	
	巻 取 紙（内地産）			924	820	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	979	885
				南 洋 材		
					北 洋 材	1,377
			製 材	1,074	978	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,607	1,455	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,328	1,250	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1,130	1,063	
		コ イ ル				
石 材			1,606	1,501		
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍 礦 石（粉）			1,110	997	
	鉍 礦 石（塊）			1,489	1,364	
	特殊鉍 礦 石					
	砂 糖			1,454	1,357	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	469	
		空		498	398	
	パレタイズ貨物 バ ン パ ッ ク バッグコンテナ プレスリング			926	741	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）			689	551	
	完成車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,041	833	
	包 装 品	袋 物			1,252	1,001
ベ ー ル 物			1,386	1,109		
カートン ケ ー ス クレート		雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		1,279	1,023	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		1,041	833	
		青 果 類		1,104	883	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,360	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			822	658	
	巻 取 紙（内地産）			924	740	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	798	638
				南 洋 材		
				北 洋 材	796	637
		製 材	828	663		
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,296	1,037	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,069	855	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		909	727	
		コ イ ル				
石 材			898	719		
撒 貨 物	小 麦 肥 料 原 料 鉍 礦 石（粉）			966	772	
	鉍 礦 石（塊） 特殊鉍 礦 石			1,065	852	
	砂 糖			831	664	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本線内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラ

ム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

サイロ港湾荷役料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき 単位円)

作 業 の 種 類		金 額
吸揚一貫作業	外航船に係る作業	1,085
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,062
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	973
吸よ作揚る業機積に替	500総トン以上の内航船に係る作業	424
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	411
積 込 作 業		434

(注) 小麦については、本料金の85パーセントを基本料金とします。

5. 消費税及び地方消費税による料金の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 消費税及び地方消費税による料金の加算については
 - (イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。
 - (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. その他

- (1) 特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役・荒天時荷役）
の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。
- (3) 本料金表に記載のない貨物については、その荷姿により類以品として本料金表を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

4. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

待機等料金

(1) 本料金は、待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

(3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

(i) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消については、昼間の料金の7時間分とします。

(ii) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

(4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端料金等の請求金額が、昼間作業にあつては昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

I. 料 金 の 適 用 方

1. 適 用 範 囲

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ・マイロ・大豆・大麦又は小麦について岸壁に設置された吸揚機（ニューマチックアンローダー、S.K.Tチエンコンバ等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又はいずれか一方を行う場合に適用します。

2. 作 業 範 囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸揚一貫作業

本船内又は、はしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビンに投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積 込 作 業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

3. 割 増 料 金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半 夜 作 業 割 増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容		割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分 までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の2.5割増
		吸揚機による積込作業	基本料金の6割増
日曜日、祝祭日作業	日曜日、祝祭日における作業	吸揚一貫作業、吸揚機による 積替作業及び積込作業	基本料金の6割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業		基本料金の1割増

3. 諸 料 金

(1) 待 機 料 金

(1人1時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	2,976
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	4,629

4. 分 担 金

区 分	金 額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2)労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税及び地方消費税による料金の加算

料金の総額の5%

港湾運送事業運賃・料金届出書

平成26年2月19日

中国運輸局長 殿

住 所 岡山県倉敷市児島塩生2767番地の24
氏名又は名称 瀬戸埠頭株式会社
代表者氏名 取締役社長 大矢隆司



下記により港湾運送事業の運賃及び料金を変更したいので、港湾運送事業法第9条第1項及び同法施行規則第8条の規定により届出いたします。

記

1. 港湾運送事業の種類：

☒一般港湾運送事業、☐港湾荷役事業、☐はしけ運送事業、☐いかだ運送事業

2. 港湾名：水 島 港

3. 変更しようとする運賃及び料金の額及び適用方：

港湾運送事業法第9条第1項及び同法施行規則第8条の規定により届出した全ての運賃及び料金の「消費税及び地方消費税の加算」に係る事項を以下のとおり変更する。

消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

4. 変更を必要とする理由：消費税率及び地方消費税率の改定のため

5. 運賃及び料金の予定実施期日：平成26年4月1日

